

介護予防訪問看護・訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業所概要

名 称 中野北ベタニア訪問看護ステーション
所在地 東京都中野区江古田3-15-2
連絡先 電話 03-3387-0221 FAX 03-3387-0225
開設者 社会福祉法人慈生会 理事長 田代嘉子
所 長 アバネス 佳織
事業所番号 1367191992
通常の事業実施地域 中野区・練馬区・新宿区

2. 営業日および営業時間

【営業日】 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日

【営業時間】 午前9時～午後5時

【休日】 日曜日・祝日・12/30～1/3

※上記以外の時間及び休日は営業をしておりますが、緊急時は携帯電話などにより24時間連絡可能な体制をとっており、必要に応じて訪問をいたします。

3. 当訪問看護ステーションの基本理念

- (1) 利用者及びご家族が望まれる最善の医療が受けられるよう支援いたします。
- (2) 予防的なケアを重視し、自立した日常生活が送れるよう支援いたします。
- (3) 介護されるご家族の健康および生活を大切にしたいケアの提供に努めます。

4. 利用料および利用者負担

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額で別紙の「利用料金表」とおりです。
- (2) 利用者負担金のお支払いは、利用月の翌月に請求書を郵送の上、翌々月にご指定の預金口座から引き落としをさせていただきます。
- (3) 交通費は事業所の通常のサービス提供地域を超える場合にのみ必要になります。
- (4) 介護保険から医療保険に変更になる場合、それに伴う利用料の変更があります。

5. 夜間および緊急時の対応について(緊急時訪問看護加算)

当ステーションは24時間体制で電話相談を受ける体制をとっており、必要に応じて居宅サービス計画(ケアプラン)にない緊急時訪問もいたします。この「緊急時訪問看護加算」につきましてはご契約が必要となります。なお実際に緊急時訪問を行った場合は、ケアプランを変更し、訪問に要した時間に応じた所定単位数を追加させていただきます。この場合、早朝・夜間・深夜加算を算定できない場合もあります。ただし、計画的に頻度を増やして訪問する必要性が生じた場合にはあらかじめ居宅サービス計画(ケアプラン)の変更をお願いする場合がございます。

なお、広域災害時には適応となりませんご了承下さい。

6. キャンセル

利用者の都合で予定されていたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日までに当事業所までご連絡ください。ただし、利用者の病態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

7. 緊急時の対応

利用者の病状に急変が生じた時、事故発生時、その他必要な場合はご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 訪問看護師等は、年金の管理や金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- (2) 訪問看護師等は、介護保険制度上、利用者（要介護者等）の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うとされています。それ以外の業務（調理・洗濯・買い物・等の家事一般）はお引き受けできませんのでご了承ください。

9. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。
- (2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (5) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者： 所長 アバネス 佳織

10. 身体的拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的実施します。

11. ハラスメントの防止

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. 事業継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 相談、苦情窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【当ステーションの苦情相談担当】 所 長 アバネス 佳織
電話 03(3387)0221 FAX 03(3387)0225

【法人本部窓口】 社会福祉法人慈生会本部 事務局長 関 政嗣
電話 03(3387)5567 FAX 03(3387)5556

- (2) 公的機関においても、苦情申し出ができます。

【中野区介護・高齢者支援課介護事業者係】

所在地 中野区中野 4-8-1 中野区役所内
電話番号 03-3228-8878 FAX 03-3228-8972

【アシストなかの(権利擁護事業)】

所在地 中野区中野5-68-7 スマイルなかの3階
電話番号 03-5380-6444 FAX 03-5380-0591
メール shien@nakanoshakyo.com

受付時間 月～土 9～17 時 休業日: 日曜日、祝日、第3月曜日、年末年始

【練馬区 練馬総合福祉事務所 相談係】

所在地 練馬区豊玉北6-12-1練馬区役所内
電話番号 03-5984-4742 FAX 03-5984-1213

【新宿区役所高齢者総合相談センター】

所在地 新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所内

電話番号 03-5273-4593 FAX 03-5272-0352

【東京都国民健康保険団体連合会(国保連) 苦情相談窓口】

所在地 東京都千代田飯田橋3-5-1 東京区政会館 11 階

電話番号 03-6238-0177 FAX 03-6238-0022

介護予防訪問看護・訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者	所在地	東京都中野区江古田3-15-2
	名 称	中野北ベタニア訪問看護ステーション

説明者 _____ 印

私は契約書および本書面により、事業者から介護予防訪問看護・訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

代理人	住 所	_____
	氏 名	_____ 印

家 族	住 所	_____
	氏 名	_____ 印